A具内で被災し几国民は今後もA具内での主信がみいし 見れまれるんめ、国民の升支格りるなつのか 国籍委件を課しれ 理由とされている。しかし、外国人にかいても月県内にとでまり、 生活性を続ける者は存在する。そのんめ、外国人全販を支給 好多外でまからとは、后理性をたくと言える。 しんかって、国籍等件を課り目的は必要不可しては言えない。 (5) 以上引,本件条例3条1日17条1項汇反引力。 2、被告の主張 の 14年1項が別達する事由に該当しい場合、厳格に審査する <u> としても、国籍は自ら変更が効くものであり、「人種」では異</u> ななものである。そのんめ、「人種」による差別に当ればない以上 厳格心解りか及事はない。また、震災後は国外へ勘転りか 外国人の可能性割合が高い以上、支給世帯の発走を進める 10の画一的处理の必動性から、外国人への支給は後退せ さかを得ない。 (2) そこで、目的が正当で、手段との間に合理的関連性があ るかどうかで判断する。 (3) 本件では、D県で見舞られた大悪振り際の径過から 考えても、震災後に帰国3万外国人はA県内にかいても 99勢であることが想定される。 そのんめ、A具内に残る可能 生がかなり高い国民を優先的心支援する必要があると 言えか。したがって、外国人を支給外象外でまか目的は正当で

ある。